

工事名：浦添ふ頭岸壁エプロン改修工事(R5)

質問内容	<p>①防舷材工(1号+3号岸壁)とコンクリート舗装工(4号+5号岸壁)の広範囲における同時着手は不可能と思われるますが、分割施工となった場合は施工単価(直工費)及び工程延長等に係る諸経費の協議は可能でしょうか。</p> <p>②防舷材工の分割施工及びに指定部分引渡しにおける工期への影響が生じた場合は協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③防舷材工の夜間施工の可否についてご教授下さい。</p> <p>④コンクリート舗装の横膨張目地厚が10mmとなっていますが図面では25mmとなっています、どちらでしょうか。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	---

(回答)

- ① 分割施工となった場合でも施工単価の協議は行いません。また、工期延長に係る諸経費は協議します。
- ② 工期への影響が生じた場合は協議します。
- ③ 防舷材は、接岸しない日の昼間施工を想定しています。
- ④ 横膨張目地幅は、25mmです。